

新型コロナ ワクチン詐欺 に注意！



事例

- 先日、自宅マンションに「新型コロナワクチン接種の予約がなかなかとれないので、予約の代行をします」と男性が訪ねてきた。「市役所から来ました」というので部署名や担当者の名前を尋ねたところ、ごまかして帰って行った。料金については何も言っていなかった。(40歳代 男性)
- 高齢の母親が住む自治体の職員を名乗った電話があり、「新型コロナワクチン接種の申し込みを受け付けた。上司が説明に伺うので都合のいい日を教えてほしい。住所はこれであっているか」と聞かれ、翌日の午後に約束をしたそうだ。ワクチン接種の予約をしていないが、母は娘である私が予約をしたと思い、質問に答えたそうだ。(相談者: 40歳代 女性、母親: 80歳代)
- 「ワクチンを優先的に接種できる」と所管省庁をかたった電話があった。
- 余ったワクチンを案内していると電話があった。
- 新型コロナワクチンの関連で私の口座情報等を尋ねる電話があった。

！ひとこと助言

- 新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談が寄せられています。
- 「ワクチン接種の予約代行をする」と言われても応じず、お住まいの自治体に確認してください。予約代行の費用として金銭を要求されたり、接種予約に関連して個人情報をかき取られる可能性があります。
- ワクチンの接種は無料です。ワクチン接種に関連付けて費用を求められても決して応じないでください。
- 国や市町村などの行政機関が、「ワクチン接種の説明に行く」などと来訪したり、「ワクチン接種に必要」などと言って個人情報や金融機関情報等を聞くことはありません。聞かれても答えないでください。
- 少しでもおかしい、不安だと感じたときは、すぐに「**新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン 0120-797-188**」または**消費者ホットライン 188**へ。

※このリーフレットは令和3年度「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」の一環として作成しています。

作成：北海道立消費生活センター

協力：北海道警察本部、札幌市消費者センター、(公社)札幌消費者協会、(一社)北海道消費者協会

定期購入 トラブルに注意!

事例

●ネットの広告を見て、特別価格約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていた。しかし、再び届き、定期購入だと初めて気付いた。すぐに解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。

2回目の商品は1万円以上でとても高い。

(60歳代 女性)

●動画投稿サイトで「実質無料 初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となった定期購入だと分かった。支払い総額は約2万5千円となる。高校生なので支払えない。(高校生 男性)



! ひとこと助言

- 1回だけのつもりで申し込んだ健康食品や化粧品等が、「定期購入」になっていたという相談が年代を問わず多数寄せられています。「解約のため何度も電話したが、通話中でつながらない」等の事例も見られます。
- 詳細な契約内容が、「○%オフ」などの目立つ文字と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるので、隅々までよく見る必要があります。
- 2回以上の継続購入は、継続契約であることや金額・契約期間等の販売条件を広告に表示することとされました。
- 購入申し込みの前に定期購入となっていないか? 期間は? 支払い予定総額はいくら? 返品できるかどうか? 返品可能な場合には返品期間、送料負担など「返品特約」の確認が必要です。
- 通信販売の広告を見る際は、商品のイメージや価格だけでなく、契約条件等もよく確認することが大切です。
- インターネットの通信販売では、「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています。必ず確認し、残しておきましょう。

不安な時は、迷わず相談を!

■消費者ホットライン

☎188

■警察相談電話

☎#9110

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分
相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン



発行: 北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」